

介護職員処遇改善加算の届出について

介護職員処遇改善加算の加算申請の提出書類については、愛知県健康福祉部高齢福祉課介護保険指定・指導グループ（以下「県指定・指導グループ」という。）のページから様式を取得し、提出をお願いします。

県指定・指導グループの『介護職員処遇改善加算の申請に必要な添付書類一覧』に準じて書類の提出をしてください。

1 提出書類

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書（愛西市様式 別紙1）
（県指定・指導グループの「介護給付費算定に係る届出書（別紙2）」の代わりに提出していただく書類）

※定期届出分については加算が変わらない場合も【変更】に○をつけ、異動年月日を記入し、特記事項の変更前と変更後にもそれぞれ介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅴを記入してください。

- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表（愛西市様式 別紙2 別紙2-1）
（県指定・指導グループの「介護給付費算定に係る一覧表（別紙1 別紙1-2）」の代わりに提出していただく書類）

- (3) 添付書類

県指定・指導グループの『介護職員処遇改善加算の申請に必要な添付書類一覧』を参照

【注意事項】

- ①愛西市の介護予防・日常生活支援総合事業で新規に介護職員処遇改善加算の届出をする場合、「労働保険に加入していることが確認できる書類」を提出してください。
- ②介護職員処遇改善計画書は、県に提出した届出の写しでもかまいません。ただし、介護職員処遇改善計画書 別紙様式2（添付書類1、2）の「指定権者」に愛西市を、「サービス名」に介護予防・日常生活支援総合事業（第1号訪問事業、第1号通所事業など）を居宅サービスとは別で記載してください。
- ③愛西市に地域密着型サービスの介護職員処遇改善加算の書類を提出する事業所は、提出書類は市に一部にかまいません。（上記、1提出書類(1)、(2)、(3)①愛西市の介護予防・日常生活支援総合事業で新規に介護職員処遇改善加算の届出をする場合、「労働保険に加入していることが確認できる書類」は提出が必要）

2 提出場所

- ・健康福祉部高齢福祉課 地域包括支援センター（愛西市役所内）
- ・愛西市地域包括支援センター サブセンター（愛西市役所 佐織庁舎内）

3 提出期限

平成30年2月28日（水）